

◇各報道における厚労省の見解について

・東京新聞（R5.11.21）厚生労働省保護課は「約7万円の保護費決定が出ているにもかかわらず、総支給額がそれに届かないのは適切とは言えない。必ずしも1カ月分をまとめて支給しなければいけないわけではないが、あまり聞いたことがない。」

・朝日新聞（R5.11.22）厚生労働省保護課によると「受給者の事情に応じて分割支給する例はある。」「必ずしも違法とは言えないが、要件を課して支給することは適切とは言えない。」